

## 規格基準の事前意図公告

〔 この公告は、衛生植物検疫措置の適用に関する協定第7条  
及び附属書Bの5（a）に基づくものです。 〕

### 食品、添加物等の規格基準の一部改正について

下記のとおり、食品、添加物等の規格基準（昭和34年厚生省告示第370号）の一部改正を行う予定であるので、お知らせします。御意見のある場合には、理由を付して文書で御提出ください。

### 記

#### 1 件名

食品、添加物等の規格基準（昭和34年厚生省告示第370号）の一部改正

#### 2 対象

- ・肉及び食用のくず肉（02.01、02.02、02.03、02.04、02.05、02.06、02.07、02.08、02.09）
- ・酪農品、鳥卵及び天然はちみつ（04.01、04.07、04.08、04.09）
- ・動物性生産品（05.04）
- ・食用の野菜、根及び塊茎（07.01、07.02、07.04、07.05、07.07、07.09、07.10、07.14）
- ・食用の果実、ナット及びかんきつ類の果皮（08.01、08.02、08.04、08.05、08.07、08.08、08.09、08.10、08.11、08.13、08.14）
- ・茶、マテ及び香辛料（09.02、09.03、09.04、09.05、09.06、09.07、09.08、09.09、09.10）
- ・穀物（10.01、10.04、10.07、10.08）
- ・採油用の種及び果実並びに各種の種及び果実（12.01、12.07、12.12）
- ・動物性の油脂（15.01、15.02、15.06）

#### 3 趣旨及び目的

食品の安全性を適切に確保する必要性があることから、食品、添加物等の規格基準の一部を改正し、食品中の農薬アフィドピロペンに係る残留基準値を改正する。

#### 4 施行予定日

意見提出期限後、一定の周知期間の後、施行する予定

**5 照会先**

消費者庁食品衛生基準審査課残留農薬等基準審査室

〒100-8958 東京都千代田区霞が関3-1-1

TEL 03-3507-8800 内線 5230

**6 意見提出期限**

WTO事務局から配布された後 60 日間

## 規格基準の事前意図公告

〔 この公告は、衛生植物検疫措置の適用に関する協定第7条  
及び附属書Bの5（a）に基づくものです。 〕

### 食品、添加物等の規格基準の一部改正について

下記のとおり、食品、添加物等の規格基準（昭和34年厚生省告示第370号）の一部改正を行う予定であるので、お知らせします。御意見のある場合には、理由を付して文書で御提出ください。

### 記

#### 1 件名

食品、添加物等の規格基準（昭和34年厚生省告示第370号）の一部改正

#### 2 対象

- ・肉及び食用のくず肉（02.01、02.02、02.03、02.04、02.05、02.06、02.07、02.08、02.09）
- ・魚並びに甲殻類、軟体動物及びその他の水棲無脊椎動物（03.02、03.03、03.04、03.06、03.07、03.08）
- ・酪農品、鳥卵及び天然はちみつ（04.01、04.07、04.08、04.09）
- ・動物性生産品（05.04）
- ・食用の野菜、根及び塊茎（07.01、07.02、07.03、07.04、07.05、07.06、07.07、07.08、07.09、07.10、07.13、07.14）
- ・食用の果実、ナット及びかんきつ類の果皮（08.01、08.02、08.04、08.05、08.06、08.07、08.08、08.09、08.10、08.11、08.14）
- ・コーヒー、茶、マテ及び香辛料（09.01、09.02、09.03、09.04、09.05、09.06、09.07、09.08、09.09、09.10）
- ・穀物（10.01、10.02、10.03、10.04、10.05、10.06、10.07、10.08）
- ・採油用の種及び果実並びに各種の種及び果実（12.01、12.02、12.04、12.05、12.06、12.07、12.10、12.12）
- ・動物性の油脂（15.01、15.02、15.06）
- ・ココア及びその調製品（18.01）

#### 3 趣旨及び目的

食品の安全性を適切に確保する必要性があることから、食品、添加物等

の規格基準の一部を改正し、食品中の農薬クロラントラニリプロールに係る残留基準値を改正する。

#### 4 施行予定日

意見提出期限後、一定の周知期間の後、施行する予定

#### 5 照会先

消費者庁食品衛生基準審査課残留農薬等基準審査室

〒100-8958 東京都千代田区霞が関3-1-1

TEL 03-3507-8800 内線 5230

#### 6 意見提出期限

WTO事務局から配布された後 60 日間

## 規格基準の事前意図公告

〔 この公告は、衛生植物検疫措置の適用に関する協定第7条  
及び附属書Bの5（a）に基づくものです。 〕

### 食品、添加物等の規格基準の一部改正について

下記のとおり、食品、添加物等の規格基準（昭和34年厚生省告示第370号）の一部改正を行う予定であるので、お知らせします。

### 記

#### 1 件名

食品、添加物等の規格基準（昭和34年厚生省告示第370号）の一部改正

#### 2 対象

- ・肉及び食用のくず肉（02.01、02.02、02.03、02.04、02.05、02.06、02.08、02.09）
- ・魚並びに甲殻類、軟体動物及びその他の水棲無脊椎動物（03.02、03.03、03.04、03.06、03.07、03.08）
- ・酪農品（04.01）
- ・動物性生産品（05.04）
- ・穀物（10.06）
- ・動物性の油脂（15.01、15.02、15.06）

#### 3 趣旨及び目的

食品の安全性を適切に確保する必要性があることから、食品、添加物等の規格基準の一部を改正し、食品中の農薬フェリムゾンに係る残留基準値を改正する。

#### 4 施行予定日

一定の周知期間の後、施行する予定

#### 5 照会先

消費者庁食品衛生基準審査課残留農薬等基準審査室  
〒100-8958 東京都千代田区霞が関3-1-1  
TEL 03-3507-8800 内線 5230

#### 6 意見提出期限

意見提出不可

## 規格基準の事前意図公告

〔 この公告は、衛生植物検疫措置の適用に関する協定第7条  
及び附属書Bの5（a）に基づくものです。 〕

### 食品、添加物等の規格基準の一部改正について

下記のとおり、食品、添加物等の規格基準（昭和34年厚生省告示第370号）の一部改正を行う予定であるので、お知らせします。御意見のある場合には、理由を付して文書で御提出ください。

### 記

#### 1 件名

食品、添加物等の規格基準（昭和34年厚生省告示第370号）の一部改正

#### 2 対象

- ・肉及び食用のくず肉（02.01、02.02、02.03、02.04、02.05、02.06、02.07、02.08、02.09）
- ・酪農品、鳥卵及び天然はちみつ（04.01、04.07、04.08、04.09）
- ・動物性生産品（05.04）
- ・食用の野菜、根及び塊茎（07.01、07.02、07.03、07.04、07.05、07.06、07.07、07.08、07.09、07.10、07.13、07.14）
- ・食用の果実、ナット及びかんきつ類の果皮（08.01、08.02、08.03、08.04、08.05、08.06、08.07、08.08、08.09、08.10、08.11、08.14）
- ・コーヒー、茶、マテ及び香辛料（09.01、09.02、09.03、09.04、09.05、09.06、09.07、09.08、09.09、09.10）
- ・穀物（10.01、10.03、10.05、10.06、10.08）
- ・採油用の種及び果実並びに各種の種及び果実（12.01、12.02、12.05、12.06、12.07、12.10、12.12）
- ・動物性の油脂（15.01、15.02、15.06）

#### 3 趣旨及び目的

食品の安全性を適切に確保する必要性があることから、食品、添加物等の規格基準の一部を改正し、食品中の農薬グルホシネートに係る残留基準値を改正する。

**4 施行予定日**

意見提出期限後、一定の周知期間の後、施行する予定

**5 照会先**

消費者庁食品衛生基準審査課残留農薬等基準審査室

〒100-8958 東京都千代田区霞が関 3-1-1

TEL 03-3507-8800 内線 5230

**6 意見提出期限**

WTO事務局から配布された後 60 日間

## 規格基準の事前意図公告

〔 この公告は、衛生植物検疫措置の適用に関する協定第7条  
及び附属書Bの5（a）に基づくものです。 〕

食品、添加物等の規格基準の一部改正について

下記のとおり、食品、添加物等の規格基準（昭和34年厚生省告示第370号）の一部改正を行う予定であるので、お知らせします。御意見のある場合には、理由を付して文書で御提出ください。

### 記

#### 1 件名

食品、添加物等の規格基準（昭和34年厚生省告示第370号）の一部改正

#### 2 対象

- ・肉及び食用のくず肉（02.01、02.02、02.03、02.04、02.05、02.06、02.07、02.08、02.09）
- ・酪農品、鳥卵及び天然はちみつ（04.01、04.07、04.08、04.09）
- ・動物性生産品（05.04）
- ・食用の果実（08.06、08.11）
- ・穀物（10.01、10.02、10.03、10.04、10.07、10.08）
- ・採油用の種及び果実並びに各種の種及び果実（12.05、12.07）
- ・動物性の油脂（15.01、15.02、15.06）

#### 3 趣旨及び目的

食品の安全性を適切に確保する必要があることから、食品、添加物等の規格基準の一部を改正し、食品中の農薬メピコートクロリドに係る残留基準値を改正する。

#### 4 施行予定日

意見提出期限後、一定の周知期間の後、施行する予定

#### 5 照会先

消費者庁食品衛生基準審査課残留農薬等基準審査室  
〒100-8958 東京都千代田区霞が関3-1-1  
TEL 03-3507-8800 内線 5230

#### 6 意見提出期限

WTO事務局から配布された後60日間

## 規格基準の事前意図公告

〔 この公告は、衛生植物検疫措置の適用に関する協定第7条  
及び附属書Bの5（a）に基づくものです。 〕

### 食品、添加物等の規格基準の一部改正について

下記のとおり、食品、添加物等の規格基準（昭和34年厚生省告示第370号）の一部改正を行う予定であるので、お知らせします。御意見のある場合には、理由を付して文書で御提出ください。

### 記

#### 1 件名

食品、添加物等の規格基準（昭和34年厚生省告示第370号）の一部改正

#### 2 対象

- ・魚並びに甲殻類、軟体動物及びその他の水棲無脊椎動物（03.02、03.03、03.04、03.06、03.07、03.08）
- ・穀物（10.04、10.06、10.07、10.08）

#### 3 趣旨及び目的

食品の安全性を適切に確保する必要性があることから、食品、添加物等の規格基準の一部を改正し、食品中の農薬ペントキサゾンに係る残留基準値を改正する。

#### 4 施行予定日

意見提出期限後、一定の周知期間の後、施行する予定

#### 5 照会先

消費者庁食品衛生基準審査課残留農薬等基準審査室  
〒100-8958 東京都千代田区霞が関3-1-1  
TEL 03-3507-8800 内線 5230

#### 6 意見提出期限

WTO事務局から配布された後60日間

## 規格基準の事前意図公告

〔 この公告は、衛生植物検疫措置の適用に関する協定第7条  
及び附属書Bの5（a）に基づくものです。 〕

### 食品、添加物等の規格基準の一部改正について

下記のとおり、食品、添加物等の規格基準（昭和34年厚生省告示第370号）の一部改正を行う予定であるので、お知らせします。御意見のある場合には、理由を付して文書で御提出ください。

### 記

#### 1 件名

食品、添加物等の規格基準（昭和34年厚生省告示第370号）の一部改正

#### 2 対象

- ・肉及び食用のくず肉（02.07、02.09）
- ・動物性生産品（05.04）
- ・動物性の油脂（15.01）

#### 3 趣旨及び目的

食品の安全性を適切に確保する必要性があることから、食品、添加物等の規格基準の一部を改正し、食品中の動物用医薬品ジニトルミドに係る残留基準値を改正する。

#### 4 施行予定日

意見提出期限後、一定の周知期間の後、施行する予定

#### 5 照会先

消費者庁食品衛生基準審査課残留農薬等基準審査室  
〒100-8958 東京都千代田区霞が関3-1-1  
TEL 03-3507-8800 内線 5230

#### 6 意見提出期限

WTO事務局から配布された後60日間